19 舗装工事

8 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装

早強ｾﾒﾝﾄ　※使用しない　・使用する　(19.5.3)
注入材料　※低弾性ﾀｲﾌﾟ　・高弾性ﾀｲﾌﾟ
溶接金網　※有り（鉄筋径：　mm　網目　mm）　・無し　(19.5.3)(19.5.4)
厚さ試験　※行わない　・行う　(19.5.6)
ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の抽出試験　※行わない　・行う　(19.6.6)

10 排水性舗装

ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物　(表19.7.2)
※改質ｱｽﾌｧﾙﾄⅠ種　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄⅡ種
ﾀｯｸｺｰﾄ用ｺﾞﾑ入りｱｽﾌｧﾙﾄ乳剤の種類　(表19.7.3)

適用時期	種　類
下記以外	PKR－T1
冬期	PKR－T2

ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の抽出試験　※行わない　・行う　(19.7.6)

11 ﾌﾞﾛｯｸ系舗装

・ｺﾝｸﾘｰﾄ平板舗装　(19.8.3)

種　類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材
※普通平板(N)　・ｶﾗｰ平板(C)	※300角	※60	※砂
・洗出平板(W)　・擬石平板(S)			・ﾓﾙﾀﾙ

・ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装　(19.8.3)

種　類	厚さ(mm)		色彩及び表面加工等
※標準ﾌﾞﾛｯｸ	車道部	※80　・	※標準品
・透水性ﾌﾞﾛｯｸ	歩道部	※60　・	・
・植生ﾌﾞﾛｯｸ	※80	・100	

製造所　※監督員の承諾する製造所
・

・舗石舗装　(19.8.3)

種　類	厚さ(mm)	施工方法	規格品
※小舗石（花崗岩）	※80～100　・	※うろこ張り	※2等品
・	・	・	

20 排水工事

1 排水管

(20.2.1)(表20.2.1)(20.3.3)

材　種	管の種類	管形状(接合方法)
※遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管(※1種　・2種　)	※B形(ｺﾞﾑ接合)　・
・硬質塩化ビニル管	※ＶＰ　・ＶＵ　・	・

2 排水桝及びふた

鋳鉄製マンホールふた　(20.2.2)

種　類	適用荷重
・水封形　・密閉形(ﾃｰﾊﾞｰ･ﾊﾞｯｷﾝ式)	・Ｔ－２用
・簡易気密形(ﾊﾞｯｷﾝ式)　・中蓋付密閉形	・Ｔ－６用 ・Ｔ－２０用

グレーチングふた

材　質	形式	種　類	適用荷重	ﾒﾝﾊﾞｰﾋﾞｯﾁ	上面形状
・鋼製	※受枠付き	・溝ふた用	・歩行用	※細目	※凹凸形
・ｽﾃﾝﾚｽ製	・ ﾎﾞﾙﾄ固定 ※無し ・図示	・桝ふた用 ・かさ上げ用 ・Ｕ字溝用	・Ｔ－２用 ・Ｔ－６用 ・Ｔ－１４用 ・Ｔ－２０用	※普通目 ・細目	※平形 ・凹凸形

3 埋戻し土

※Ｂ種　(20.2.3)(表3.2.1)

4 浸透管及び浸透桝

製造所

21 植栽工事

1 樹木の植栽基盤整備

※行う　(21.2.2)(21.2.3)(21.2.1)(表21.2.2)

樹木の樹高	有効土層の厚さ(mm)	工法	整備範囲
・12m以上	※100　・120　・150	※Ａ種	・業張りの範囲
・7m～12m	※80　・100	・Ｂ種	(樹高7m以上)
・7m未満	※60　・80	・Ｃ種	※植込み部分
		・Ｄ種	・図示
・芝、地被類	※20	※Ｂ種　・	※植栽範囲

工法Ｄ種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高からを土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う。

2 植込み用土

※現場発生土の良質土　・客土（※畑土　・黒土）　(21.3.2)

3 土壌改良材

※行う（※ﾊﾞｰｸ堆肥(50l／m³)　・　）　(21.2.3)(21.2.4)
施工箇所　※植込み部分　・図示

4 支柱材

※杉の焼き丸太　・竹　(21.3.2)

5 幹巻き用材料

※幹巻き用ﾃｰﾌﾟ　・わら及びこも　(21.3.2)

6 芝張り

種類　※高麗芝　・野芝　(21.4.2)
客土　※行わない　・行う（※畑土　・黒土）　(21.3.2)

7 枯損樹木などの植替え

期間　※引渡しの日から１年間　(21.3.4)(21.3.6)
・　年間　・　年　月　日迄

23 ユニット及びその他工事

1 耐震スリット

方向	タイプ	耐火性能	防水性能
・垂直方向 ・水平方向	※完全（全貫通型）ｽﾘｯﾄ	・耐火型 ・非耐火型	・有り ・無し

目地	内壁（幅×深さ）	外壁（幅×深さ）
目地材	ｼｰﾘﾝｸﾞ材（見え掛かりのみ）	ｼｰﾘﾝｸﾞ材（内外とも）
目地寸法(mm)	※20×10　・	※20×10　・

2 止水板

形状　・差込み式　・据置式　・壁張り式

3 階段滑止め

材　種　ステンレスSUS304　(23.2.2)
形　状　・ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾔ入り　・ﾀｲﾔ無し
幅(mm)　・35　・
取付け工法　※接着工法　・埋込み工法

4 ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ

(23.2.4)

施工箇所	構法	設定高さ(mm)	適用地震時水平力	表面仕上げ材
	・ﾊﾟﾈﾙ構法	・	・1.0G	・帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ
	・溝構法	※50未満	・0.6G	・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ
	・ﾊﾟﾈﾙ構法	・	・1.0G	・帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ
	・溝構法	※50未満	・0.6G	・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ
	・ﾊﾟﾈﾙ構法	・	・1.0G	・帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ
	・溝構法	※50未満	・0.6G	・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ

表面仕上げ材の品質・規格等は、18章内装工事による。
ｽﾛｰﾌﾟ及びﾎﾞｰﾀﾞｰ　※製造所の標準仕様　・図示
ｺﾝｾﾝﾄ等の取付け対応　※製造所の標準仕様（ｺﾝｾﾝﾄ本体は別途設備工事）
ｺﾝｾﾝﾄの箇所数は図示
配線用取出し用開口　※対応品又は工場加工品（施工箇所は図示）
空調用吹き出しﾊﾟﾈﾙ　※無し
・有り（※固定式　・可変式（施工箇所は図示））

5 トイレブース

表面仕上げ材　ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧板（標準色　ｱﾙﾐ製ｺｰﾅｰｴｯｼﾞ付き）　(23.2.5)
足形状　※幅木型　・足金物型

6 ブラインド

(23.2.6)

形式	ｽﾗｯﾄの材種	ｽﾗｯﾄの幅(mm)
※横形	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金	※２５　・
・縦形	・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ　・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ	・８０　・１００

7 カーテン

(23.2.7)

施工箇所	形式		装置			名称品質	ひだの種類
	片引	引分	電動	ひも	手引		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		

8 カーテンレール

材種　※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製　・ｽﾃﾝﾚｽ製　(23.2.7)
形式　・片引き　・引分け（※暗幕用は300mm以上の召合せの重ね掛けとする）

9 ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ及びｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ

・市販品（ｱﾙﾐﾆｳﾑ製　押出し型材）
溝幅×深さ(　)mm　※90×150　・150×80　・120×80　・
色彩　※B-1　・B-2(※ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)　・図示

10 黒板及びﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ

(23.2.8)

	種類	寸法(mm)	色彩	備考
・黒板	※焼付け		※緑　・黒	※曲面　・ｽｸﾘｰﾝ付き引分け
			※緑　・黒	
・ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	※ほうろう		※白	※曲面　・ｽｸﾘｰﾝ付き引分け
			※白	

11 天井点検口

・　(20.1.7)

材　質	寸　法
※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製(※額縁ﾀｲﾌﾟ　・目地ﾀｲﾌﾟ)	・450×450
・	・600×600

12 床下点検口

材　質	寸　法
※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製(受枠　※ｱﾙﾐ製　・ｽﾃﾝﾚｽ製)	・450×450
・	・600×600

13 積雪表示板

※塩化ビニール製（白）、ステンレスナット(10mm)４本詰め、文字入れ共
取付け場所・(　　)
寸法　180×160×5

14 室名札

材種　※塩化ﾋﾞﾆｰﾙ製　・ｱｸﾘﾙ樹脂製　・
寸法　※260×80×5　・
受金具　・ｽﾃﾝﾚｽ(SUS304)　・
形式　・突出型　ケ所　・面付型　ケ所　※文字書込み　・文字彫込み

15 かぎ箱

市販品
形式　・30組用　・60組用　・120組用　・

16 くつふきﾏｯﾄ

市販品
材質　・塩化ﾋﾞﾆﾙ製(ｺｲﾙ状　ｽﾃﾝﾚｽ製受枠)　・硬質ｱﾙﾐﾆｳﾑ製(受枠とも)
・ﾋﾞﾆﾙ製(ｽﾃﾝﾚｽ製受枠)　・ｽﾃﾝﾚｽ製(受枠とも)

17 流し台ﾕﾆｯﾄ

種類	寸法(L=mm)	適用内容	規格・品質等
・流し台	※1200　・1500　・1800	ﾄﾗｯﾌﾟ付き	※優良住宅部品 (ｾｸｼｮﾅﾙｷｯﾁﾝⅠ型)
・ｺﾝﾛ台	※600　・700　・	ﾊﾞｯｸｶﾞｰﾄﾞ　※有り	
・つり戸棚	※1200　・900　・600		
・水切り棚	※1200　・900	ｽﾃﾝﾚｽ製　※１段式	※市販品

18 屋内掲示板

~~枠の材質　※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製~~
表面の材質　※塩ﾋﾞ発泡ｼｰﾄ張り

19 洗面ｶｳﾝﾀｰ

材　種　・ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧板張り（芯材：集成材）　・人工大理石（品質　※図示）
奥行き(mm)　・約450　・約600

20 誘導用及び注意喚起用床材

屋内　※塩化ﾋﾞﾆﾙ製　・磁器又はせっ器質ﾀｲﾙ(※300　・　)　・ﾚｼﾞﾝｺﾝｸﾘｰﾄ製
屋外　※ﾚｼﾞﾝｺﾝｸﾘｰﾄ製　・磁器又はせっ器質ﾀｲﾙ(※300　・　)

21 敷地境界石標

・Ａ種　※Ｂ種　(23.5.1)(表23.5.1)

24 追加特記その1

1 監理技術者の資格

・次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を専任で配置できること。
１　建築工事の施工に関し、１０年以上の実務経験を有すること。
２　建築工事に係る監理技術者資格者証を有するものであること。

2 公共事業労務費調査

※実施する

3 工事監理方式

共同監理　・有り　・無し

4 マイクロフィルム

下記図面をﾏｲｸﾛﾌｨﾙﾑ化する。(ﾈｶﾞﾀｲﾌﾟ)
案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、杭・基礎関係図、各伏せ図、各リスト、その他監督員が指示した図面
詳細は工事運行マニュアルによる。

5 適用基準等

※工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課作成）
・
・

6 総合図

※作成する　・作成しない

7 工事区分表

項　目		建	電	空	衛	昇			備　考
躯体関係									
1.RC造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通ｽﾘｰﾌﾞ材及び取付け	○	○	○	○	○			
	補強を要する型枠材及び取付け	○							
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○							
	ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	○			
2.S・SRC造・はり貫通口	S・SRC造貫通鋼管鋼管ｽﾘｰﾌﾞ・補強	○							
	使用されたｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○			
	予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○			
3.設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの	○							
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）		○	○	○				
	屋外・屋上の基礎	○							
	屋上基礎で押さえｺﾝにｱﾝｶｰしない軽微なもの		○	○	○				
	機器取付け用ｱﾝｶｰ・架台		○	○	○				
	屋内受水ﾀﾝｸ用の基礎	○							
仕上げ関係									
軽鉄天井・壁下地	補強を用するﾎﾞｰﾄﾞの切り込み及び下地の補強	○							
	補強を要しないﾎﾞｰﾄﾞの切り込み		○	○	○				
	開口部の墨出し		○	○	○				
電気関係									
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）			○	○				二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○						一次側

注）○　印が適用

24 追加特記その1

8 排出ｶﾞｽ対策型建設機械

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排気ガス対策型建設機械を使用するものとする。
なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすものとする。
ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるよう撮影すること。

機　種	備　考
バックホウ トラクタショベル（車輪式） ブルドーザ 発動発電機（可搬式） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット類 （以下に示す基礎工事用機械のうち、ﾍﾞｰｽﾏｼﾝとは別に、独立したﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動の油圧ﾕﾆｯﾄを搭載するもの 油圧ﾊﾝﾏｰ・ﾊﾟｲﾌﾟﾛﾊﾝﾏｰ・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・ｱｰｽｵｰｶﾞ・ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機・ﾘﾊﾞｰｽｻｰｷｭﾚｰｼｮﾝﾄﾞﾘﾙ・ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ・地下連続壁施工機・全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機） ローラ類（ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ） ホイールクレーン	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（ｴﾝｼﾞﾝ出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械を対象とする。

9 発生材の処理と再利用

１．発生材の処理
①調書を作成して監督員に提出するもの

項　目	発　生　材	処　理　方　法
発注者に引渡すもの		
特別管理産業廃棄物		

②ﾘｻｲｸﾙするもの（再生資源利用促進書（搬出用）の作成）
（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、建設発生土、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物）

副産物名	中間処理施設／受入工事名	施設所在地／工事場所	連絡先	備　考

③廃棄処分するもの　・あり（場外搬出適切処理、建設廃棄物処理計画書の作成）　・なし
２．再生材の利用（工事受注者は下記の資材の使用に際し、再生材を利用する。）
（再生資源利用書（搬入用）の作成）

再生材名	規格	使用箇所	中間処理施設名・所在地	備　考

３．建設発生土の利用（盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用する。）
（再生資源利用書（搬入用）の作成）

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備　考

４．協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。